

協議事項

2 会長の選任について

国民健康保険法施行令第5条第1項の規定に基づき、次の委員を会長に選任する。

選出区分	氏名	備考
公益を代表する委員	笠見 猛	倉吉市自治公民館連合会

3 会長代理の選任について

国民健康保険法施行令第5条第1項及び2項の規定に基づき、次の委員を会長に選任する。

選出区分	氏名	備考
公益を代表する委員	小谷 秀昭	倉吉市民生児童委員連合協議会